

介護保険制度の見直し

2 027年度から始まる第10期介護保険事業計画に向けた議論が4月21日の社会保障審議会介護保険部会で動き始めた。今年の冬ごろにとりまとめが行われ、2026年度に所要の制度改正が行われる予定である。

4月21日の介護保険部会では「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の中間とりまとめが報告された。そこでは、2040年に65歳以上の高齢者数がピークを迎えるが、地域別に見ると、65歳以上人口について全国の約50%の市町村において2020年以前にすでにピークを迎えている一方で、都市部を中心とした約15%の市町村において2040年以降にピークを迎える見込みであるとしている。すでに介護サービス需要が減少し始めた地域は多く、高齢化や人口減少のスピードは地域により大きな差がある。

そうした状況を踏まえ、提供体制の方向性として、サービス需要の変化に応じて3つの地域に分け

て、①中山間・人口減少地域におけるサービスを確保するための配置基準等の弾力化や包括的な評価等の柔軟な対応の検討②大都市部における需要急増を踏まえた重度の要介護者へのICT技術等を用いた24時間対応の検討等のサービス基盤整備③一般市等における既存介護資源等の有効活用と将来の需要減少に備えた準備と対応——が示されている。

また、介護人材の確保は重要な論点であるが、人材確保・生産性向上・経営支援等の方向性や、地域包括ケアシステム・医療介護連携等の方向性についても、中間とりまとめで提言を行っている。

わが国は少子高齢化が進み、今まで経験したことがない人口減少社会に向かっているが、地域差は大きい。中間とりまとめの提言については、今後丁寧な検討が必要であるが、地域のサービス需要の変化に応じた対応は重要である。さらに医療福祉、住宅等介護以外の他分野の施策と組み合わせた対応も検討すべきである。

また、介護サービスの提供をどう維持していくかという課題とともに、介護保険制度の持続性の確保は重要な課題である。少子高齢化の中で、全国的には2040年まで高齢者は増加し、給付は増加する一方で、支え手の現役世代は減少し続け、このままでは現役世代の負担はより過重なものになってしまう。このため介護保険制度の給付と負担の検討が必要であるが、その議論は利用者にとっては好まれない面があり、議論がこれまでも先送りされてきたように感じる。

すでに2023年12月に閣議決定された改革工程表では、利用者負担（2割）の範囲の見直し、多床室の室料負担の見直し、ケアマネジメント給付の在り方、医療・介護における金融資産等の取り扱いや3割負担の適切な判断基準設定等が論点として示されている。制度の持続性確保に向け、制度を支える公費も含めた財源の問題、踏み込んだ給付と負担の見直しについてしっかりと議論を行ってほしい。